令和７年第３回江差町議会定例会資料

資料１：定額減税調整給付金不足額給付事業の概要【承認第１号関係】　…Ｐ　１

資料２：ヒグマ被害緊急対策事業の概要【承認第１号関係】　…Ｐ　３

資料３：令和７年８月１９日大雨災害対応について【承認第２号関係】　…Ｐ　５

資料４：江差町職員の育児休業等に関する条例等一部改正の概要
及び新旧対照表【議案第１号・議案第２号関係】　…Ｐ　７

資料５：開陽丸青少年センター補助金（管理棟解体に伴う事務所移転）の概要
【議案第３号関係】　…Ｐ１５

資料６：子育て支援センター外構柵改良の概要【議案第３号関係】　…Ｐ１７

資料７：新型コロナウイルス予防接種支援事業【議案第３号関係】　…Ｐ１９

資料８：水産物供給基盤機能保全事業【議案第３号関係】　…Ｐ２１

資料９：北海道江差観光みらい機構補助（事務所移転費）の概要【議案第３号関係】　…Ｐ２３

資料10：開陽丸Wi-Fi・ミニFM撤去の概要【議案第３号関係】　…Ｐ２５

資料11：旧町営レストラン設備改修工事の概要【議案第３号関係】　…Ｐ２７

資料1

定額減税調整給付金不足額給付事業の概要

補正額　：　24,463 千円　（需用費 394 千円　役務費 509 千円　扶助費 23,560 千円）
財源　　：　全額国庫補助金（10/10）　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

１．事業目的

令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を追加する旨が盛り込まれ、令和 6 年 12 月 17 日に国の補正予算が成立。物価高騰の影響を受ける住民を支援するため、国の交付金を活用し、令和 6 年度に実施した定額減税に係る調整給付金不足額給付を支給するもの。

２．支給対象者および給付額

支給対象者…令和 7 年 1 月 1 日時点で江差町に住民登録のある方で下記の要件にあてはまる方

	不足額給付 I	不足額給付 II
対象者	本来給付すべき額と、当初調整給付金との間で差額が生じた方	定額減税対象外であり、かつ低所得者世帯向け給付にも該当しなかった方
給付額	本来給付すべき額－当初調整給付額 ※万円単位に切り上げ	原則 4 万円

３．給付スケジュール

令和 7 年 8 月下旬～10 月下旬　　対象者へ確認書等送付
9 月上旬～10 月 31 日　　申請書受付・期限
9 月上旬～11 月 30 日　　給付（審査完了次第、順次）

資料2

ヒグマ被害緊急対策事業補正予算資料

年度	令和７年度		
担当課係名	産業振興課林務係	事業年度	令和７年度
事業名	ヒグマ被害緊急対策事業		
予算区分	一般会計	予算科目	衛生費・保健衛生費・環境衛生費

１　事業の概要（施設の概要、計画など）

令和７年８月１２日付で江差町一円を対象に『北海道ヒグマ注意報』が発出されたが、その後もヒグマの住宅街への出没と住宅に隣接する家庭菜園の食害被害が相次いで発生している。今後、地域住民の人身被害が危惧される状況にあることから、特に出没頻度が高い「田沢町」「尾山町」「伏木戸町」「柳崎町」を重点警戒区域として定め、猟友会や江差警察署、檜山振興局などの関係機関とも連携し、ヒグマの捕獲・駆除に向けた取組を強化しヒグマ被害防除対策への取組を早急に取り進めるもの。

２　事 業 費　６,５００千円

３　事業内容　ヒグマ防除対策、捕獲用資機材の整備

４　整備品等　〇報酬　１,２１４千円（実施隊員捕獲･防除対応、巡回パトロール）
〇旅費　１５９千円（実施隊員巡回パトロール費用弁償）
〇需用費　８１６千円（革手袋、双眼鏡、捕獲用えさ資機材、公用車燃料、補食費等）
〇役務費　１１千円（一般廃棄物処理手数料）
〇委託料　１,９７４千円（臨時チラシ配布委託、防除草刈り･除伐委託）
〇原材料費　５０千円（捕獲用わな用タルキ･支柱）
〇備品購入費　２,２７６千円（腕章、ヘルメット、冷凍庫、電気柵、注意看板等）

◆予算情報　（単位：千円）

年度	事業費	財源内訳					備考
		国庫	道	町債	その他	一般財源	
R7	6,500					6,500	特別交付税
R8							
R9							
計	6,500					6,500	

（国庫補助等財源名称及び補助率：　　）

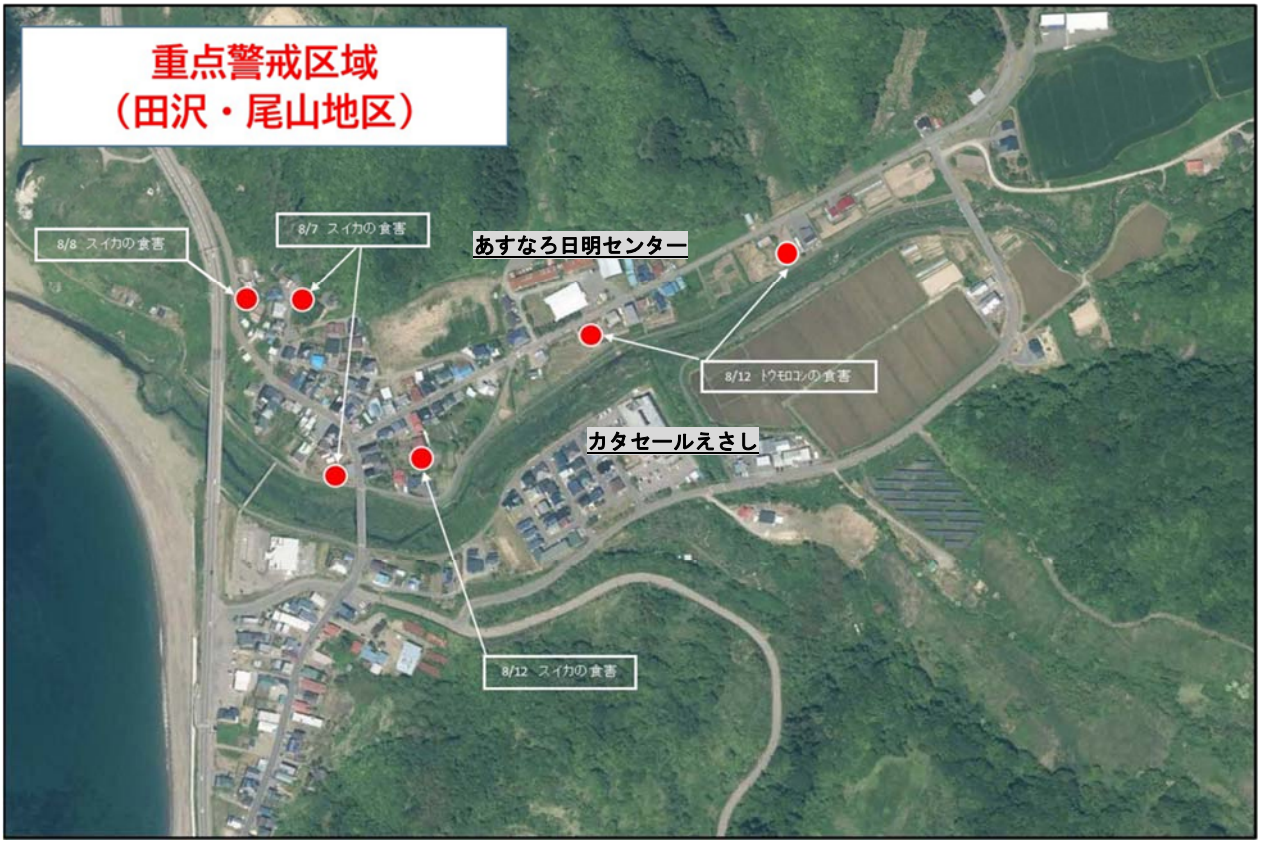
重点警戒区域
（田沢・尾山地区）
8/8 スイカの食害
8/7 スイカの食害
あすなろ日明センター
8/12 トウモロコシの食害
カタセールえさし
8/12 スイカの食害

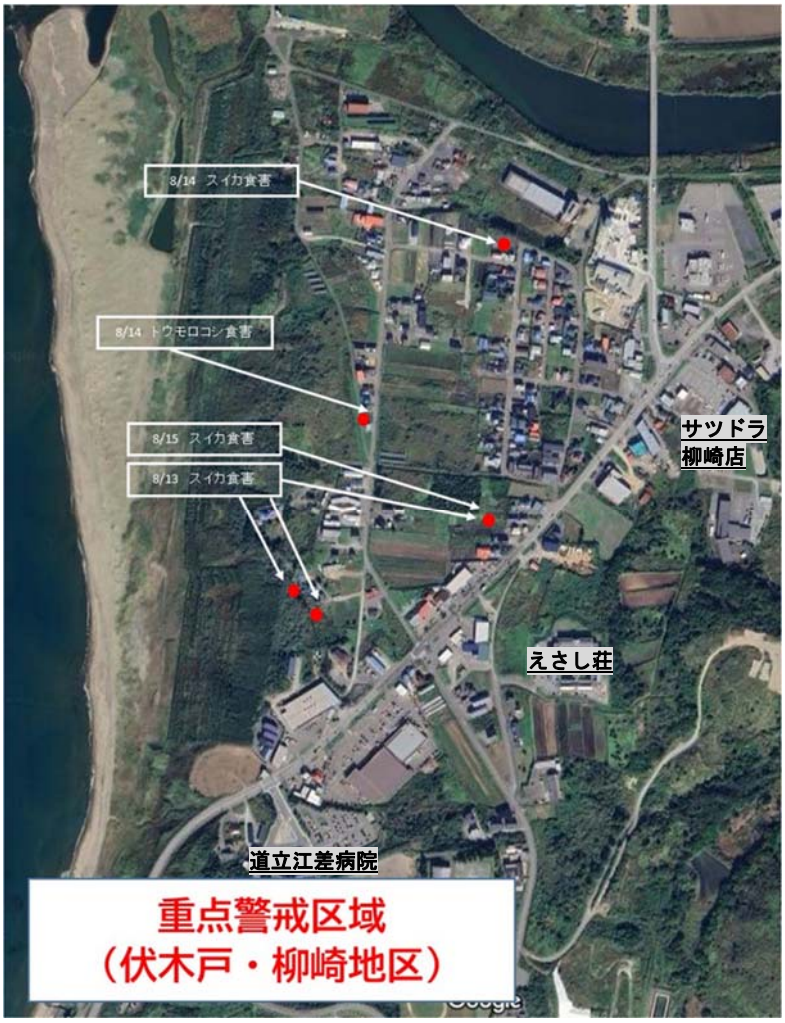
8/14 スイカ食害
8/14 トウモロコシ食害
8/15 スイカ食害
8/13 スイカ食害
サツドラ
柳崎店
えさし荘
道立江差病院
重点警戒区域
（伏木戸・柳崎地区）

資料3

令和７年８月19日大雨災害対応について

作成：総務課防災生活係

１　概況

（1）降水量　85.0㎜（8/19.0時～21日.3時）

（2）厚沢部川河川水位　下流8.11m（8/19.17時30分）

２　町の対応

①8月19日（火）

（1）12:08　大雨浸水・洪水警報発令

（2）15:00　災害対策本部設置

（3）15:53　江差高校、文化会館（大ホール）に避難所開設

（4）15:59　氾濫危険水位（6.44m）を超えたため、避難指示発出を江差消防署へ連絡

（5）16:00　15時50分付けで避難指示発令をLINEにて通知
水堀町・越前町・中網町・小黒部町の4町、314世帯・514人に対し発令

（6）16:44　避難指示対象となっている各町内会長へ連絡

（7）16:59　町広報車による広報活動開始

（8）17:06　特別養護老人ホームえさし荘を福祉避難所として開設

（9）18:00　課長会議

（10）22:10　避難指示解除

（11）22:10　文化会館避難所閉鎖

（12）22:14　大雨警報から大雨注意報に変更

（13）23:15　江差高校避難所閉鎖

（14）23:55　災害対策本部解除

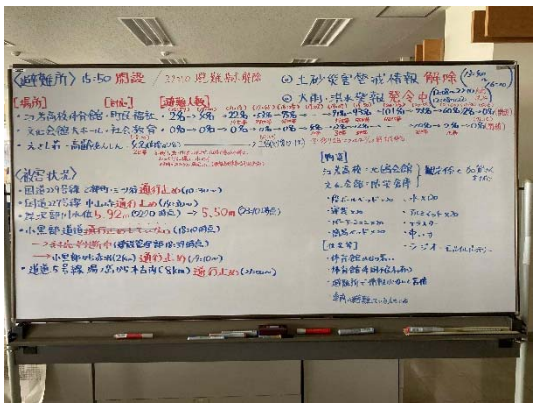

②8月20日（水）

（15）4:49　洪水警報解除

（16）特別養護老人ホームえさし荘福祉避難所閉鎖

（17）建設水道課・税務課による現地確認実施

３　避難者数

（1）江差高校体育館・・・・・・・101名

（2）文化会館大ホール・・・・・・　12名

（3）特別養護老人ホームえさし荘・・4名　　計117名

４　職員従事者数

（1）避難所開設・・・・14名

（2）物資運搬・・・・・25名

（3）災害対策本部・・・14名

（4）広報連絡・・・・・　3名

（5）建設対策・・・・・　4名　　計60名

資料4

江差町職員の育児休業等に関する条例等一部改正の概要

１　改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立をより一層容易にするため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国家公務員と同様の取扱いとすることを目的に、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正するもの。

２　部分休業の取得形態の多様化

子を養育するため、勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度について、現行の１日につき２時間を超えない範囲内の取得に加え、１年につき１０日相当の時間を超えない範囲内の取得等が追加されることから、新たな取得形態に係る承認の規定を追加するもの。

【主な改正点】

◇**第１号部分休業**（１日につき２時間を超えない範囲内の時間）

取得する時間について制限なし

◇**第２号部分休業**〔新設〕１年につき１０日相当の範囲

原則として１時間を単位とする

◇**取得パターンの変更**〔新設〕

配偶者の負傷など当初予測できなかった事実が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じる場合に限り変更が可能

３　仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等や、３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供・意向確認等を行う。

４　実施時期

令和７年１０月１日

江差町職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第１７条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）略 （２）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職位を占める職員を除く。次条において同じ。） （第１号部分休業の承認） 第１８条　育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法第６７条の規定による育児時間又は勤務時間条例の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護を	（部分休業をすることができない職員） 第１７条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）略 （２）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職位を占める職員（以下「短期時間勤務職員」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第１８条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法第６７条の規定による育児時間又は勤務時間条例の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護を

江差町職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
するための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第１８条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 （１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 （２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間） 第１８条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第１８条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。	するための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （新規）

江差町職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（１）非常勤職員以外の職員　７７時間３０分 （２）非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間 （育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第１８条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第１９条　職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町職員の給与に関する条例第２条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、江差町職員の給与に関する条例第１４条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　会計年度任用職員が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２７号。以下この項において、「会計年度任用職員給与条例」という。）第１１条及び第２０条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第１９条　職員（会計年度任用職員を除く。）が＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町職員の給与に関する条例第２条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、江差町職員の給与に関する条例第１４条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　会計年度任用職員が＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２７号。以下この項において、「会計年度任用職員給与条例」という。）第１１条及び第２０条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

江差町職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（１）略 （２）略 （部分休業の承認の取消事由） 第２０条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。 （経過措置） 第２条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の江差町職員の育児休業等に関する条例第１８条の４の規定については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。	（１）略 （２）略 （部分休業の承認の取消事由） 第２０条　第１３条の規定は、部分休業について準用する。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１９条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２　略 ３　略 （会計年度任用職員の勤務時間、休暇等） 第１９条　略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第１９条の２　任命権者は、江差町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第６号）第２１条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。」に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１９条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２　略 ３　略 （会計年度任用職員の勤務時間、休暇等） 第１９条　略 （新規）

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（２）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （３）江差町職員の育児休業等に関する条例第２１条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 （３）対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１９条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とす	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１９条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とす

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
る状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　略 （勤務環境の整備に関する措置） 第１９条の４　略 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。 （経過措置） 第２条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第１９条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	る状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　略 （勤務環境の整備に関する措置） 第１９条の３　略

資料5

開陽丸青少年センター補助金（管理棟解体に伴う事務所移転）の概要

【事業概要】

本年１２月に予定している開陽丸青少年センター管理棟の解体に伴い、一般財団法人開陽丸青少年センターの仮事務所移転に係る関係経費を措置するもの

１　移 転 先

マリンスポーツ交流センター（１階）

２　移転時期

令和７年１１月

３　主な経費

（１）物品運搬経費	610 千円
（２）仮事務所用燃料費・光熱水費	143 千円
（３）家電リサイクル・産廃処分物品に係る処理料	837 千円
（４）電源容量工事費・オフィス機器回線移設工事費	825 千円

４　補正予算額

２，４１５千円（全額一般財源）

【令和７年第３回定例会：まちづくり推進課】

資料6

令和7年度　子育て支援センター外構柵改良の概要

＜所管課：町民福祉課福祉子育て係＞

◇事業の概要

令和８年度供用開始予定で進めている子育て支援センターの外構柵について、既存の木柵からメッシュフェンスへ改良することで、不審者の侵入及び児童のすり抜け・乗り越えを防止し、保育環境の安全対策を強化します。

◇事業内容

・周囲　　７８．３ｍ　　・基礎　　４５個
・門扉　　１か所　　・高さ　１ｍ５０ｃｍ

◇事業期間

令和７年９月～令和８年３月

◇事業費

７，５０２千円（地方債7,500千円、一般財源　2千円）

既存木柵

外構柵改良

設置箇所図

資料7

新型コロナウイルス予防接種支援事業

【概要】

●根　拠　　予防接種法第５条「B 類疾病の定期接種」とされ、町が行うこととされている。

●目　的　　新型コロナウイルス感染症による感染拡大及び重症化予防

●対象者　　・６５歳以上の方（530 人接種見込み：対象者の 20%）
・６０歳以上６５歳未満の方で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害者手帳１級程度の障害がある方

●接種時期/回数　　秋冬に１回

●助成額　　11,000 円/人
※接種費用 15,300 円～15,500 円/人のうち、4,500 円程度（接種費用の３割程度）の自己負担あり

●接種場所　　町内の医療機関及び施設

●事業費　　5,943 千円

●財　源　　全額一般財源

補正予算説明書

年度	令和７年度	補正時期	９月定例会
担当課係名	産業振興課水産係	事業年度	令和７年度
事業名	水産物供給基盤機能保全事業		
予算区分	一般会計	予算科目	農林水産業費・水産業費・漁港管理費

第６次総合計画との関係			成果指標（影響値）なし
	第３編第２章分野別施策	（２２）港湾・漁港	
	基本方針	①	
	具体的な施策	漁港の整備	

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

１　背　景

事業主体は北海道であるが、漁港漁場整備法第 20 条の 2 の規定により、町負担が生じる。

２　内　容

江差追分漁港（泊地区）係留施設の北海道が負担すべき金額の 1/3

令和７年度 北船揚場工事　　事業費　25,000,000 円

【施工内容】

・船揚場斜路の先端を水中で押さえているコンクリート壁の老朽化に伴う取替え

・斜路の破損部分のコンクリート打ち直し

国　　費　15,000,000 円

道　　費　6,666,000 円

町負担金　3,334,000 円　（北海道が負担すべき金額　10,000,000 円×1/3＝3,333,333 円）

◆予算情報

（単位：千円）

	年度	事業費	財源内訳					備考
			国庫	道	町債	その他	一般財源	
事業費	R7	3,334					3,334	
	R8							
	R9							
	R10							
	R11							
	計	3,334					3,334	

資料9

北海道江差観光みらい機構補助（事務所移転費）の概要

【事業概要】

本年１２月に予定している開陽丸青少年センター管理棟の解体に伴い、一般社団法人北海道江差観光みらい機構の仮事務所移転に係る関係経費を措置するもの

１　移　転　先

みらい機構本体　⇒　人材開発センター（まなびっく）

観光情報総合案内所　⇒　江差町会所会館

事務所　⇒　人材開発センター

観光案内　⇒　町会所会館

２　移転時期

令和７年１１月

３　主な経費

(1)まなびっく事務所賃料　250 千円

※事務所のスペースを間借り

(2)物品運搬委託　369 千円

(3)電話等通信回線移設　503 千円

(4)リース物品返却送料　114 千円

(5)産廃他ごみ処理料　150 千円

(6)ラック等消耗品ほか　344 千円

４　補正予算額

１，７３０千円（全額一般財源）

【令和７年第３回定例会：追分観光課】

開陽丸 Wi-Fi・ミニ FM 撤去の概要

【事業概要】

本年１２月に予定している開陽丸青少年センター管理棟の解体に伴い、センターに設置されているフリーWi-Fi 設備及びミニ FM を撤去するもの。

フリーWi-Fi は 2015 年度、ミニ FM は 2014 年度から運用されているが、設備の老朽化や移設が困難であるため廃止するもの。

１　撤去物

(1) Wi-Fi 設備一式（管理棟本体、島下及び島上送受信機）

(2) ミニ FM 設備一式（送信機、放送設備）

２　撤去時期

令和７年１１月

３　補正予算額

５０６千円（Wi-Fi 撤去 440 千円、FM 撤去 66 千円　全額一般財源）

（Wi-Fi 設備）

本体

島下中継

島上中継

（FM 設備）

【令和７年第３回定例会：追分観光課】

資料11

旧町営レストラン設備改修工事の概要

【事業概要】

「ぷらっと江差」が開陽丸管理棟解体に伴い閉鎖されることとなり、出店者の商品販売を行うため旧町営レストランの一部を改修し、販売スペースを確保するもの。

１　工事の内容

旧町営レストラン中央部小上がり及び腰壁撤去

（小上がり）

（腰壁）

２　工事費概算

６５２千円（全額一般財源）

３　工期

令和７年１１月～

【令和７年第３回定例会：追分観光課】